

令和4年2月17日

総合サポートユニオン
共同代 青木 耕太郎 殿
私学教員ユニオン
(総合サポートユニオン 私学教員支部)
代表 佐藤 学 殿

質問書

学校法人角川ドワンゴ学園
理事長 山中 伸一

前略

当学園から貴ユニオンに送付した令和3年12月23日付「当学園教職員の扱いに関する抗議申入れ」に対する返信として、貴ユニオンから令和4年2月9日付「抗議申入書」（以下「抗議申入書」といいます。）を受け取りました。

貴ユニオンは、抗議申入書において、貴ユニオンが組合員に対して虚偽の主張をさせていることや、組合員を利用していることなどは全く事実無根である旨述べていますが、当学園において抗議申入書に貴ユニオン自身が書かれている内容を拝見する限り、貴ユニオンは虚偽の主張を虚偽であると知りながら意図的に繰り返していたのではないかという疑いが、むしろより強くなったと考えています。

また、虚偽と疑われる主張や要求をいくら繰り返されても、当学園としてはそれを受け容れることができず、貴ユニオンの組合活動についても、世の中への貴ユニオンの宣伝活動として行なっているのではないかと疑わざるを得ません。

今後の生産的な話し合いのために、改めて、貴ユニオンの主張について明確にさせていただきたく、以下の質問に回答をお願いします。

（質問1） 過労死レベルの長時間労働という貴ユニオンの主張について

当学園は貴ユニオンが主張される「過労死ライン」レベルの長時間労働は存在していないことを当初より指摘しています（令和3年5月28日付け「ご回答」、同年6月29日記者会見、同年7月26日付け「ご回答」等）。

また、「過労死ライン」レベルではありませんが、比較的長時間の労働が必要とされる時期が季節的要因あるいは新型コロナウイルス感染症流行等の突発的な要因によって発生することについては、当学園として認めています。2020年度（2020年4月から2021年3月まで）においては、下記表のとおり教職員の平均時間外・休日労働時間は、全ての月で固定残業代の範囲内である1か月あたり40時間を下回り、うち9月・10月を除く全ての20時間程度に収まっていますが、9月及び10月は当学園としては比較的忙しい月でした。

2020年度 教員平均残業時間

(単位：時間)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 平均 |
|----------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 時間外労働 | 13.4 | 12.6 | 16.8 | 25.6 | 19.7 | 25.0 | 28.5 | 23.8 | 23.3 | 23.4 | 23.5 | 22.7 | 21.5 |
| 時間外労働 +休日出勤 | 13.8 | 13.7 | 20.7 | 31.2 | 26.5 | 32.1 | 36.0 | 27.9 | 26.7 | 26.9 | 28.2 | 24.6 | 25.7 |

しかしながら、年間を通しての月間平均時間外・休日労働時間は25.7時間であり、貴ユニオンが主張するような過労死レベルの長時間労働は発生していません。なお、当学園は、仮にそのような「過労死」レベルの長時間労働が存在するならば、改善するためぜひとも指摘してほしいと貴ユニオンに何度も依頼していますが、貴ユニオンから具体的な事実の摘示はありませんでした。

また、貴ユニオンは、抗議申入書において『当組合は長時間労働があったということは主張していますが、年中あったとまでは主張していません』と述べていますが、かかる記載は当学園が認識しているとおり、2020年9月から10月にかけての一時期以外には長時間労働の事実はなく、貴ユニオンとしても長時間労働の事実を把握していないものと理解して宜しいでしょうか。もし、そうでないのであれば、2020年9月から10月以外の長時間労働の具体的な事実を示してください。

(質問2) 「過労死レベル」の長時間労働91時間の根拠について

貴ユニオンは抗議申入書にて、「私たちは単月かもしれませんが組合員に対しておきた「過労死レベル」の長時間労働について問題視しています。」と述べています。

しかしながら、当学園の記録によると該当する教員の該当月の時間外労働時間は66時間であり、単月での過労死の基準とされる100時間以上はもちろん、2か月以上継続した場合の過労死の基準とされる80時間以上という基準にも達していません。

2020年度 貴組合員A氏の残業状況

(単位：時間)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 平均 |
|----------------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 時間外労働 | 7.0 | 19.0 | 10.0 | 34.0 | 20.0 | 27.3 | 42.0 | 31.0 | 24.3 | 21.3 | 23.3 | 23.3 | 23.5 |
| 時間外労働 +休日出勤 | 7.0 | 19.0 | 19.0 | 42.0 | 24.0 | 43.3 | 66.0 | 39.0 | 24.3 | 21.3 | 23.3 | 23.3 | 29.2 |

貴ユニオンは抗議申入書において『月66時間の残業があった月は実質的な休憩が取れていなかったもので、「組合の主張として」、出勤日数である25日分の25時間を追加した91時間の時間外労働があったと言っています。』と述べられています。

当学園の令和3年12月23日付抗議書において、当該月において休憩時間がとりにくかったことは一般論としてあり得るものの、25日間、全く休憩時間を取得せずに働いていたというのは非現実的であると指摘しています。

これに対して貴ユニオンは、休憩時間が全く取得できなかったのは「『組合の主張として』」であるとしていますが、当学園の抗議にもかかわらず、現時点でもなお、なぜ25日間全く休憩時間を取れなかったと言い得るのかについて、根拠を何も示していません。根拠を示していただくよう、改めて要求します。

また、教職員の証言があるというのであれば、具体的に誰が、どのような状況において、当該月に25日間に渡り休憩時間を全く取得できなかったと主張しているのかを明らかにしてください。

仮に、明確な根拠もなく、25日間に渡って一切休憩時間が取れていない、という主張をしているのであれば、そのこと自体が、記者会見やメディアなどで貴ユニオンが自己の主張の正当性を強調する目的で、一般に広く認知されている「過労死レベル」の水準にできるだけ近づくよう、実際の時間外労働時間である66時間に加えて、上記のような不合理な仮定を置いて91時間の時間外労働という数字を提唱したものである、との疑念も拭えないことを申し添えます。

（質問3） 過労死レベルの長時間労働に関する主張を繰り返した理由について

繰り返しになりますが貴ユニオンは抗議申入書にて、『当組合は長時間労働があったということは主張していますが、年中あったとまでは主張していません』と共に『私たちは単月かもしれませんが組合員に対しておきた「過労死レベル」の長時間労働について問題視しています。』と述べています。

当学園はそもそも単月においても『「過労死レベル」の長時間労働』があったという具体的事実を貴ユニオンからは示されていないと考えていることは前述のとおりですが、貴ユニオンの主張を前提としても、現時点を含む該当月以外で『「過労死レベル」の長時間労働』があったとは貴ユニオンも考えていないことは抗議申入書の内容からも明らかです（もし、あったというのであれば具体的事実を示してください）。

しかしながら、貴ユニオンは、今年の記者会見やストライキに付随するデモなどで配布するチラシにおいても、再三、『「過労死レベル」の長時間労働』に対する誠実な姿勢がない、などと主張しています。貴ユニオンの一方的な主張による基準においても、『「過労死レベル」の長時間労働』が発生したのは、過去の単月のみであって、貴ユニオンが上記主張をされた時点において、「『過労死レベル』の長時間労働」は既に発生していない、ということであるとすると、現に存在していない「過労死レベル」の長時間労働について当学園に誠実な姿勢がないというのは、どういう趣旨でしょうか。

また、貴ユニオンが、なぜ、貴ユニオンの主張を前提としても現在は発生していない問題について主張を繰り返したのか、その目的についてご説明ください。

（質問4） 貴ユニオンが問題視する長時間労働が発生した月について

貴ユニオンは抗議申入書にて「私たちは単月かもしれませんが組合員に対しておきた『過労死レベル』の長時間労働について問題視しています。」と述べています。

しかしながら当学園の令和3年12月23日付「当学園教職員の扱いに関する抗議申入れ」においても指摘したように、該当月の2020年10月に長時間労働が発生した理由は、新型コロナウイルスのため2020年6月からのスクーリングが文科省などの指導によりできなかったため、年度の後半にスクーリング業務が躰寄せされざるを得なかったためです。

当学園の教職員は、この事実をもちろん知っていますので、貴ユニオンにおいても、組合員からの情報により、このことは当然に把握しているはずです。

スクーリングの実施は文科省の定める当学園の生徒に卒業資格を与えるための必須要件ですので、生徒のためにはやらざるを得ません。

また、新型コロナウイルスの流行については突発的に発生した世界的な事件であり、事前に予測できるものではありません。

それにも関わらず、貴ユニオンは「私たちは単月かもしれませんが組合員に対しておきた『過労死レベル』の長時間労働について問題視しています。また、それに対する誠実な回答が貴法人からないので、主張をし続けています。」と述べていますが、上記のような当該月における背景については既に説明を行っております。そうであるにもかかわらず、貴ユニオンは「誠実な回答」がないとしています。ここにおける「誠実な回答」とは、具体的にはどのようなものか、明らかにしてください。また、新型コロナウイルスの蔓延のような極めて特殊かつ突発的な事態が生じる中で、生徒に卒業資格を与えるという当学園の目的を維持しながら、

2020年の10月の時点において、当学園は具体的に何をすべきだったと貴ユニオンは主張しているのか、明確にしていただけるように要求します。

(質問5) 当学園は、リモートワークにおいては従業員自身の裁量で勤務時間の仕事内容が決められる部分が多いため、休憩時間の取得は、オフィスで勤務するよりも容易であると考えています。そのため、労働基準監督署より休憩時間が取得できないと主張している従業員がいる旨の連絡を受けた時には、なにか予期しない出来事が起こっている可能性があると考えて、事実確認に努めました。

しかしながら当該従業員本人から文章での明解な報告は全く得られず、やむをえず行った本人とのヒアリングも困難を極め、本人の証言も二転三転したことについては、令和3年12月23日付の当学園からの抗議書で指摘した通りです。

そこで、以下の点についても改めて、確認をさせていただきます。

(質問5.a)

当学園は、現状は休憩が取れていると当該従業員本人から聞いておりますし、団体交渉の場においても同様の発言があったと認識しています。現状の認識としては、当該従業員としては、実態は取れていないが取れていることにしている、ということではなく、現実には休憩が取れている、ということでしょうか。

(質問5.b)

もし、現状は休憩が取れているのであれば、本人が休憩が取れていなかったと主張する時期と現在とで、リモートワークの当学園における運用は何ら変わっていませんが、どうして当時は休憩が取れず、現在は休憩が取れるようになったか、その理由について明らかにしてください。

(質問5.c)

「抗議及び要求書」で休憩が取れない理由として、次の授業の準備があると説明していますが、令和4年2月17日付け「ご回答」で指摘したとおり、授業の日程は事前に公開されており、もし、授業の準備が必要であれば前日までに行えば休憩時間に準備を行う必要はないはずです。直前の会議の内容を踏まえて準備をするというのも本人の判断で行ったことに過ぎません。

一方、当学園は月間40時間の固定残業代を支払っていますが、休憩時間が取れないと主張する本人の本年度の平均残業時間は下記表のとおり月間10時間未満となっています。

仮に就業時間中に休憩時間が取れないほど仕事が詰まっているのであれば、残業時間が長くなるのが通常であると考えられますが、なぜ、残業という方法を取らず、休憩時間に労働を行うという方法をとったのか、理由を明らかにしてください。なお、当然のことながら、当学園として残業をすることを推奨しているものではありません。

2021年度 貴組合員B氏残業状況

(単位：時間)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 平均 |
|----------------|------|------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-----|----|----|-----|
| 時間外労働 | 14.0 | 10.3 | 4.3 | 1.3 | - 4.0 | 3.0 | 1.3 | 4.0 | - 4.0 | 3.0 | — | — | 5.1 |
| 時間外労働 +休日出勤 | 14.0 | 10.3 | 4.3 | 1.3 | - 4.0 | 3.0 | 1.3 | 4.0 | - 4.0 | 3.0 | — | — | 5.1 |

草々